

〈中核的労働要求事項に関する方針声明〉

久野印刷株式会社は、国際労働機関（ILO）が定める国際労働基準に基づき、以下の中核的労働要求事項を尊重します。

① 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

また、18歳未満の従業員に夜勤や残業など健康が損なわれる可能性のある業務には従事させません。

② 強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

③ 雇用及び職業による差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど、人権を無視する行為を行いません。

④ 結社の自由と団体交渉権の尊重

自由に結社する権利を尊重し、活動を行う労働者の権利も尊重します。

2022年7月19日

久野印刷株式会社

代表取締役社長 久野 正人